

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：老人保健事業費

## 事業名 市町村健康増進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課健康推進室がん対策係 電話番号：058-272-1111 (内 2550)

E-mail：[c11223@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11223@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 95,633 千円 (前年度予算額：96,390 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	96,390	49,713	0	0	0	0	0	0	46,677
要求額	95,633	49,277	0	0	0	0	0	0	46,356
決定額	95,633	49,277	0	0	0	0	0	0	46,356

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図り、住民の健康増進を目的に、市町村が40歳以上の居住者を対象として行う健康増進事業に対して、県が2/3補助し、県補助額に対して国が1/2補助する。

### 【法令との関係】

- ・健康増進法 (平成14年8月2日法律第103号) 第8条第3項による補助金
- ・健康増進事業実施要領
- ・感染症予防事業費等国庫負担 (補助) 金交付要綱

### (2) 事業内容

#### 【補助対象事業者】

市町村

#### 【補助対象事業区分】

- (1)健康教育 (生活習慣病予防や健康に関する正しい知識の普及を行う)
- (2)健康相談 (心身の健康に関する個別の相談へ指導・助言を行う)
- (3)健康診査 (生活習慣病予防に着目した健康診査・保健指導を行う)

- ①健康診査：高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条の加入者に含まれない 40 歳以上 74 歳以下の住民に対する健康診査・保健指導
- ②骨粗鬆症検診：40, 45, 50, 55, 60, 65, 70 歳の女性に実施
- ③歯周疾患検診：40 歳、50 歳、60 歳、70 歳に実施
- ④肝炎ウイルス検診：40 歳、及び未受診者

<23 年度から追加>

- ・40 歳以上 5 歳刻みの者への受診勧奨
- ・受診勧奨された者は無料で受診可能（自己負担部分のみ国 10/10 負担）

<26 年度から追加>

- ・陽性者に対してのフォローアップを追加

- (4) 訪問指導（保健師等が訪問し、健康問題の把握及び療養上の指導を行う）
- (5) 総合的な保健推進事業<25 年度から追加>

市町村が実施する各検診等の一体的実施及び追加の健診項目に係る企画・検討を行う

例：各保険者と連携を行いながら、血清クレアチニン検査等を実施する、または検討する

**(3) 県負担・補助率の考え方**

- ・感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱による。

**(4) 類似事業の有無**

無

**3 事業費の積算内訳**

事業内容	金額（千円）	事業内容の詳細
補助金	95,633	市町村が健康増進事業実施要領に基づき実施する事業に対する助成
合計	95,633	

**決定額の考え方**

# 事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

住民の健康増進を目的に、市町村が40歳以上の居住者を対象として行う健康増進事業を支援することで、生活習慣病を原因とする壮年期死亡を減少させるとともに、日常生活に制限のない自立した生活ができる期間を延ばします。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成状況

### ○指標を設定することができない場合の理由

- ・事業全体を定量的に表す指標がない。
- ・ヘルスプランぎふ21の評価で別に実施している。

### (前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

市町村が取り組む健康増進事業への支援を継続して実施する。

令和元年度年度補助金額：42市町村へ83,339千円（国内示額減のため）

### (前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果  
住民の健康増進が図られる。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</li> </ul>	
(評価) ○	健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づき市町村が40歳以上の居住者を対象として行う健康増進事業に対して、県が2/3補助し、県補助額に対して国が1/2補助するものである。（国1/3, 県1/3, 市町村1/3） 住民の健康増進に資するものであり、事業の必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価) ○	壮年期死亡割合は減少してきており、健康増進事業の効果が現れている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価) ○	保健所は、市町村が地域特性等を踏まえて健康増進事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、事業の取組状況等について管内市町村にヒアリングを実施し、市町村支援を行っている。

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</li> </ul> <p>急速に高齢化が進み、医療や介護に係る負担が一層増すと予想されている状況下において、脳卒中、心臓病等の生活習慣病を予防し、また、社会生活を営むために必要な機能を維持・向上するなど、健康づくりを推進することが重要である。性別や年齢を問わず、社会経済的に不利な立場の人々も含めて、自らの健康づくりに取り組むことができる環境を整備する必要がある、市町村が果たす役割は大きくなっている。</p>
---

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</li> </ul> <p>これまで全市町村が健康増進事業に取り組んでおり、引き続き、住民の健康増進を図るため市町村への支援を実施していく。</p>
--

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	【○○課】
<p>組み合わせる理由や期待する効果 など</p>	